

## 小牧市定期外予防接種事故災害補償規則の一部を改正する規則

小牧市定期外予防接種事故災害補償規則（平成17年小牧市規則第87号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号中「48,000,000円」を「49,500,000円」に改め、同項第2号ア中「48,000,000円」を「49,500,000円」に改め、同号イ中「31,960,000円」を「32,960,000円」に改め、同号ウ中「24,399,000円」を「25,163,000円」に改める。

### 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の小牧市定期外予防接種事故災害補償規則の規定は、令和8年4月1日以後に発見された事故の災害補償について適用し、同日前に発見された事故の災害補償については、なお従前の例による。